

専利法（オンライン百科事典の先行技術性）

【書誌事項】

当事者：A（上告人、原審参加人、特許権者）、經濟部智慧財産局（上告人、原審被告）、vs B社（原審原告、無効審判請求人）

判断主体：最高行政法院

事件番号：104年判字第441号民事判決

言渡し日：2015年8月06日

事件の経過：原審を維持し、上告を棄却する。

【概要】

インターネット上の資料は誰でも簡単にウェブブラウザを使用してその中の内容を修正することができる（保護された内容を除く）ものの、その内容の正確性の部分について従来の百科事典（例えば大英百科全書）などと比べても、大きな差があるわけではない。このようなオンライン百科事典が提供する情報は、たとえその情報内容に正確性の疑義があるとしても、少なくとも、いつ、どのような情報内容がすでに公開されているかを確定することができる。上記情報の提出は係争特許の出願よりも前であるので、当然、係争特許が進歩性を有するかを判断する先行技術とされる。

【事実関係】

上告人Aは「圧力容器の駆動装置の気密構造」の実用新案権者であり、被上告人は係争実用新案に進歩性がないと主張して無効審判請求を提起した。上告人智慧財産局が本件無効審判請求を審査したところ、「無効審判請求不成立」の処分を行った。被上告人がこれを不服として行政訴訟を提起したところ、原審判決は訴願決定及び原処分を何れも破棄し、係争実用新案取消の決定を行うよう智慧財産局に命じた。上告人Aはこれを不服として、本件上告を提起した。

【判決内容】

1. 証拠4はインターネット上の資料であるが、被上告人は当該資料の提出時に、証拠4の公開日または公告日を証明した。ただ、百度百科はウィキペディア(wikipedia)に類似するものであり、自由な内容で公開編集できる中国語のオンライン百科であり、経営者が提供する技術を通じて、誰でも簡単にウェブブラウザを使用してその中の内容を修正することができる（保護されている内容を除く）ので、その内容の正確性の部分について質疑の声は絶えないが、従来の百科事典（例えば大英百科全書）などと比べても、大きな差があるわけではない。情報提供者が情報をアップロードするとき、当該情報に関する紛争が後日どこでどのように発生するかを予見す

ることができず、情報提供者と紛争の当事者間に如何なる関連性もないうえ、このようなサイトは台湾以外の機構が経営しており、紛争当事者がその管理行為に影響を与えることは難しい。よって、このようなオンライン百科事典が提供する情報は、たとえその情報内容に正確性の疑義があるとしても、少なくとも、いつ、どのような情報内容がすでに公開されているかを確定することができる。上記情報の公開は係争特許の出願よりも前であるので、当然、係争特許が進歩性を有するかを判断する先行技術となる。

2. 本件の被上告人が提出した証拠 4 B は 2006 年 5 月 15 日に「netdust」というユーザーによりアップロードされたもので、証拠 4C は 2008 年 3 月 18 日に「雷伊克」というユーザーによりアップロードされたもので、いずれも「フレンジ」に関する技術内容の情報であり、当該情報の公開はいずれも係争特許の出願日（2010 年 1 月 13 日）より早いうえ、係争特許の「圧力容器の駆動装置の気密構造」と同じ技術分野に属しているため、係争特許に進歩性を有するかを判断する先行技術とすることができる。原審はこの証拠の採用につき詳細に説明していないが、原審は、証拠 4 が係争特許と比較する先行技術とすることができること、及び証拠 4A ないし証拠 4C 等の証左が証拠 4 の信頼性にどのような影響があるかにつき、判決理由において記述した。原審は前述の認定に基づき、証拠 1、4 の組み合わせは係争特許に進歩性がないことを証明できると認定したため、原審判決には調査すべき証拠があるのに調査していない状況があるとは当然言い難い。

【専門家からのアドバイス】

1. 智慧財産案件審理法（以下「審理法」という）第 33 条第 1 項の規定によると、当時者は行政訴訟の手続きにおいて新しい証拠を提出することができるので、本件の係争インターネットの情報はいずれも行政訴訟の段階で新しい証拠として提出されたものである。本件は係争実用新案に進歩性を有するかを審理するほか、もう一つの争点はインターネットの証拠が証拠能力を有するかである。
2. 実務において良く見られるのは引用文献として国内外の先行特許を引用するものである。本件は中国の百度百科、ウィキペディアに類似するウェブページを先行技術とし、ほかの引用文献と組み合わせて、係争特許の進歩性を否定する証拠とした。これは今後、無効審判請求の証拠についての参考になるので紹介する。
3. 権利者は、百度百科のウェブページはコピーであり、無効審判請求者の資料の真実、資料内容、ウェブページの公開日につき挙証されていないことから、請求人が証拠の真実性を証明できない場合、ウェブサイトの情報を引用しては

ならず、特に請求人が提出した証拠 4A、4B、4C のウェブページの公開日は証拠として採用できないと主張した。また、その内容の真実性、作者の身分、公開日、またはその内容の依拠を証明できず、他の証拠がない状況において、当然そのウェブページの内容を単独で引用証拠としてはならず、明らかに証拠能力が欠如しているため、証拠 4、すなわち、4A、4B、4C はいずれも証拠能力がないと主張した。

4. しかし、最高行政法院は、証拠 4 の公開または公告日を証明できると認定した。証拠 4B が 2006 年 5 月 15 日に公開され（書き込まれ）、証拠 4C が 2008 年 3 月 18 日に公開された。これらはいずれも係争特許の出願日（2010 年 1 月 13 日）より早く、フランジの構造を開示していて、係争特許の「圧力容器の駆動装置の気密構造」と同じ技術分野に属しているため、係争特許が進歩性を有するかを判断する先行技術とすることができる。
5. 実際に係争証拠のフランジを検索し、同時にウィキペディアでも検索したが、フランジについて百度百科の記載はウィキペディアより詳しいことから、請求人がウィキペディアを先行技術としなかったと推測できる。また、この技術内容につき現在までに 240 回も更新されていて、更新履歴をクリックすると、係争証拠 4B と C(A は 2015 年 10 月現在の最新の記載)はいずれもフランジを具体的に説明する技術内容であり、他の引用資料の記載がないため、最高行政法院は、内容に依拠が記載されなくても、少なくとも、技術の公開の時点を証明できると認定している。

証拠4A [http://baike.baidu.com/view/153494.htm#ref_\[1\]_153494](http://baike.baidu.com/view/153494.htm#ref_[1]_153494)

証拠4B <http://baike.baidu.com/history/%E6%B3%95%E5%85%B0/192636>

証拠4C <http://baike.baidu.com/history/%E6%B3%95%E5%85%B0/3302280>